

～ 制 度 概 要 ～

【 対象となる人 】

次のどちらかに当てはまると対象になります。

- ① 葛巻町に住民登録している人または完成後に住民登録を行う人
- ② 葛巻町に本店または支店を置く事業者もしくは、今後、葛巻町内に本店または支店を置き、町内で事業を行おうとする者。

【 対象となる住宅 】

補助の対象となるのは、新築または増改築する住宅、付属家、畜舎、工場等であり木造非木造の区別はありません。（家の模様替えや引き家などは含まれません。）

【 対象となる条件 】

次の二つの条件に当てはまると対象になります。

- ① 町産材を1立方メートル以上使用して建築する場合
- ② 町内の建築業者または町長が認める町外の建築業者が建築する場合

【 対象となる木材 】

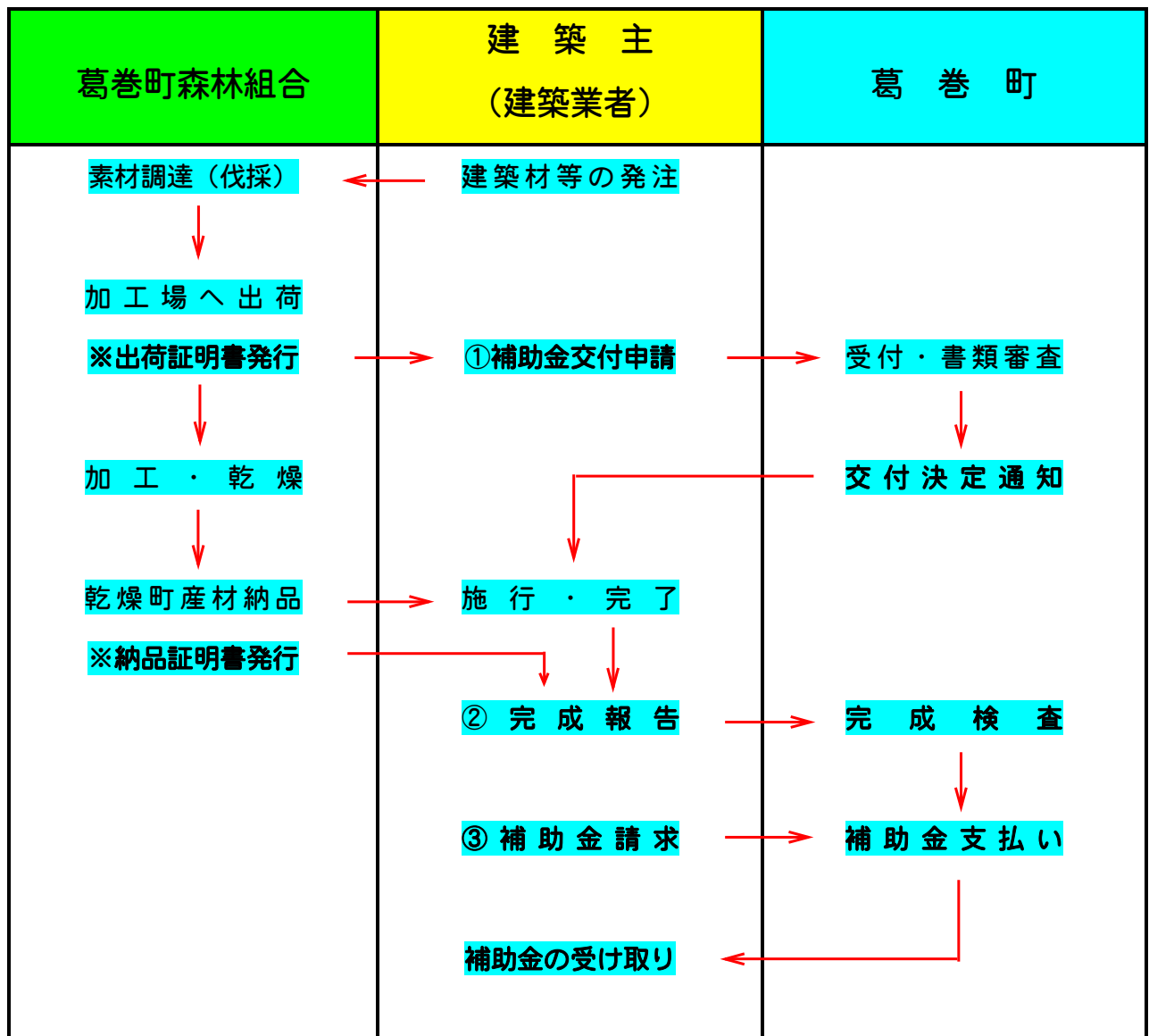
町内から伐採され製材した町産材で樹種、乾燥の有無は問わない。

【 補助額 】

補助額は、町産材の使用量1立方メートル当たり7万円で、限度額は840万円です。（千円未満は切り捨て）



～町産材利用促進事業システム～



必要書類等

- ① 補助金交付申請 [補助金交付申請書、事業計画書、建築確認通知書、平面図及び立面図、木材調書、町産材出荷証明書、住民票]
- ② 完成報告 [完成報告書、事業実績書、完成写真、乾燥町産材納品証明書、納品された木材の写真]
- ③ 補助金請求 [補助金請求書]

※上記必要書類作成等の手続については、建築業者が建築主に代わって実施してくれる場合がありますので、建築業者にご相談ください。